神 河 （ 税 ） 第 ２ １ ２ 号

公 示 送 達 書

令和　８年１０月１５日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当役場税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 26 日

兵庫県神崎郡神河町長　山名　宗悟

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	令和８年度　国民健康保険税　第２期督促状		本田　晃士
2	令和８年度　国民健康保険税　第２期督促状		大高　雅
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

＜備　考＞　　地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：00000000000000003534）